

1. 介護保険事業の見込量と保険料設定の流れ

第9期の介護保険事業の見込量および第1号被保険者の介護保険料の設定について、国から提供されている「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計を行いました。

(1) 被保険者数

第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、第9期(令和6～8年度)の推計を行いました。

(2) 要介護等認定者数

被保険者数に対する要介護等認定者数(認定率)の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、第9期(令和6～8年度)の要介護等認定者数を推計しました。

(3) 施設・居住系サービスの見込量

要介護等認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービスの見込量を推計しました。

(4) 在宅サービス等の見込量

地域密着型サービス等の整備計画やこれまでの給付実績を分析・評価して、在宅サービス等の見込量を推計しました。

(5) 地域支援事業の見込量

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業のこれまでの給付実績等を分析・評価して、地域支援事業の見込量を推計しました。

(6) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な(3)～(5)の費用および被保険者数の見込みを基に、第9期(令和6～8年度)の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

介護保険事業の見込量と介護保険料の設定

2. 介護保険事業サービスの利用見込量の推計

(1) 介護サービスの利用見込量の推計

第9期(令和6～8年度)、令和12年度、令和22年度の1月あたりの介護サービスの利用見込量は、次のとおりです。

介護サービス 1月あたりの利用回数・利用者数の見込み

		単位:各項目の()内									
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率① ※1	令和12年度	伸び率① ※2	令和22年度	令和32年度	
(1) 居宅サービス											
訪問介護	回数(回)	5,420.0	5,434.9	5,434.9	5,288.8	99.4%	5,322.1	98.2%	5,708.4	4,077.7	
	人数(人)	248	251	251	245	100.4%	250	100.8%	263	197	
訪問入浴介護	回数(回)	52	54.8	54.8	54.8	105.8%	54.8	105.8%	59.4	45.1	
	人数(人)	10	10	10	10	100.0%	10	100.0%	11	8	
訪問看護	回数(回)	1,043.3	1,033.5	1,025.4	1,004.5	97.9%	1,013.1	97.1%	1,078.6	776.4	
	人数(人)	129	129	128	125	98.7%	127	98.4%	135	99	
訪問リハビリテーション	回数(回)	609.9	615.0	615.0	595.4	99.8%	615.0	100.8%	645.8	485.7	
	人数(人)	58	59	59	57	100.6%	59	101.7%	62	47	
居宅療養管理指導	回数(回)	128	132	132	128	102.1%	130	101.6%	139	101	
	人数(人)	7,379	7,470.1	7,453.7	7,262.6	100.2%	7,443.4	100.9%	7,821.4	5,946.6	
通所介護	回数(回)	522	528	527	514	100.2%	527	101.0%	552	421	
	人数(人)	2,251.9	2,300.1	2,291.1	2,240.6	101.1%	2,279.8	101.2%	2,407.9	1,825.9	
通所リハビリテーション	回数(回)	229	234	233	228	101.2%	232	101.3%	245	186	
	人数(人)	1,589.3	1,668.9	1,648.9	1,618.4	103.5%	1,635.1	102.9%	1,746.5	1,245.8	
短期入所生活介護	回数(回)	95	103	102	100	107.0%	102	107.4%	108	79	
	人数(人)	248.2	242.7	242.7	242.7	97.8%	242.7	97.8%	261.9	183.0	
短期入所療養介護(老健)	回数(回)	38	37	37	37	97.4%	37	97.4%	40	28	
	人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0	
短期入所療養介護(病院等)	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0	
短期入所療養介護(介護医療院)	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	624	634	632	617	100.6%	629	100.8%	668	497	
福祉用具貸与	回数(回)	6	6	6	6	100.0%	6	100.0%	6	4	
	人数(人)	8	8	8	8	100.0%	8	100.0%	8	6	
特定福祉用具購入費	回数(回)	30	37	37	37	123.3%	37	123.3%	37	37	
	人数(人)										
(2) 地域密着型サービス											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
夜間対応型訪問介護	回数(回)	790.7	866.1	866.1	842.6	108.5%	866.1	109.5%	897.0	689.8	
	人数(人)	54	60	60	58	109.9%	60	111.1%	62	48	
地域密着型通所介護	回数(回)	714.4	818.7	818.7	788.6	113.2%	795.6	111.4%	873.0	643.4	
	人数(人)	43	48	48	46	110.1%	47	109.3%	51	38	
認知症対応型通所介護	回数(回)	91	97	97	113	112.5%	113	124.2%	113	113	
	人数(人)	233	224	224	224	96.1%	224	96.1%	224	224	
小規模多機能型居宅介護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
認知症対応型共同生活介護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
地域密着型特定施設入居者生活介護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
複合型サービス(新設)	回数(回)		0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)										
(3) 施設サービス											
介護老人福祉施設	回数(回)	195	200	200	200	102.6%	200	102.6%	200	200	
	人数(人)	264	275	275	275	104.2%	275	104.2%	275	275	
介護老人保健施設	回数(回)	0	12	12	12	—	12	—	12	12	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
介護医療院	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
介護療養型医療施設	回数(回)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0	
(4) 居宅介護支援											
介護支援	回数(回)	990	1,001	999	977	100.2%	999	100.9%	1,051	796	
	人数(人)										

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの数※1: 第9期平均値/令和5年度の値※100

※2: 令和12(17.22.27.30)年度の値/令和5年度の値※100

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利 ※1: 第9期平均値/令和5年度の値*100

※2: 令和12(17,22,27,30)年度の値/令和5年度の値*100

介護保険事業の見込量と介護保険料の設定

(2) 介護予防サービスの利用見込量の推計

第9期(令和6～8年度)、令和12年度、令和22年度、令和32年度の1月あたりの介護予防サービスの利用見込量は、次のとおりです。

介護予防サービス 1月あたりの利用回数・利用者数の見込み										
単位:各項目の()内										
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率① ※1	令和12年度	伸び率① ※2	令和22年度	令和32年度
(1) 介護予防サービス										
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	2.4	2.4	2.4	2.4	100.0%	2.4	100.0%	2.4	2.4
	人数(人)	1	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	233.5	240.5	240.5	240.5	103.0%	245.0	104.9%	240.5	203.5
	人数(人)	38	39	39	39	102.6%	40	105.3%	39	33
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	447.5	457.3	457.3	457.3	102.2%	474.4	106.0%	457.3	393.7
	人数(人)	50	51	51	51	102.0%	53	106.0%	51	44
介護予防居宅療養管理指導	回数(回)	26	26	26	26	100.0%	27	103.8%	26	22
	人数(人)	203	203	203	202	99.8%	207	102.0%	203	172
介護予防通所リハビリテーション	回数(回)	26.9	28.8	28.8	28.8	107.1%	28.8	107.1%	28.8	28.8
	人数(人)	3	3	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	回数(回)	15.6	39.6	39.6	39.6	253.8%	39.6	253.8%	39.6	29.7
	人数(人)	4	8	8	8	200.0%	8	200.0%	8	6
介護予防短期入所療養介護(病院等)	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0
介護予防福祉用具貸与	回数(回)	398	400	399	399	100.3%	409	102.8%	401	340
	人数(人)	5	5	5	5	100.0%	5	100.0%	5	5
特定介護予防福祉用具購入費	回数(回)	8	8	8	8	100.0%	8	100.0%	8	6
	人数(人)	11	8	8	8	72.7%	8	72.7%	8	8
(2) 地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	—	0	—	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	回数(回)	18	20	20	24	118.5%	24	133.3%	24	24
	人数(人)	1	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1
(3) 介護予防支援										
介護予防支援	回数(回)	504	506	506	504	100.3%	518	102.8%	507	430
	人数(人)	504	506	506	504	100.3%	518	102.8%	507	430

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの数 ※1: 第9期平均値/令和5年度の値*100 ※2: 令和12(17,22,27,30)年度の値/令和5年度の値*100

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用見込量の推計

第9期(令和6～8年度)、令和12年度、令和22年度の1月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用見込量は、次のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業							
単位: 人							
サービス種別・項目	R5	R6	R7	R8	R12	R22	R32
訪問介護相当サービス	196	196	196	195	201	198	170
通所介護相当サービス	272	272	272	271	280	275	236

介護保険事業の見込量と介護保険料の設定

3. 費用の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業の費用の見込み

第9期(令和6～8年度)の保険料基準額の算出基礎となる介護給付費と地域支援事業費は、次のとおりです。

介護給付費(標準負担額)

単位: 千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	4,616,553	4,610,047	4,607,040	13,833,640
介護予防給付費	223,312	222,936	226,164	672,412
合計	4,839,865	4,832,983	4,833,204	14,506,052

地域支援事業費

単位: 千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	155,475	155,482	147,794	458,751
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業費	111,590	111,590	111,026	334,206
包括的支援事業費(社会保障充実分)	44,521	44,521	44,296	133,338
合計	311,586	311,593	303,116	926,295

(2) 財源

介護保険事業の保険給付費は、公費で50%(国:25%、県:12.5%、市:12.5%)を負担し、残りの50%を保険料(65歳以上の第1号被保険者:23%、40～64歳の第2号被保険者:27%)で賄っています。(※)

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、公費で50%(国:25%、県:12.5%、市:12.5%)を負担し、残りの50%を保険料(65歳以上の第1号被保険者:23%、40～64歳の第2号被保険者:27%)で賄っています。また、包括的支援事業・任意事業の費用は、公費で77%(国:38.5%、県:19.25%、市:19.25%)を負担し、残りの23%を第1号被保険者の保険料で賄っています。

(※) 公費のうち、施設等給付費の負担割合は、国が15%、県が17.5%になります。

介護保険事業の見込量と介護保険料の設定

(3) 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料は、第9期計画期間中(令和6～8年度)の介護保険事業に要する費用の見込み額のうち、第1号被保険者が負担すべき額を第1号被保険者の人数で割ることで算出します。

第8期までに発生している保険料の余剰金である介護給付費準備金を取り崩して、保険料上昇を抑制するため充当します。

本市の第9期計画期間中の第1号被保険者の保険料は、第8期と同額の年額 76,700円(月額 6,395円)となります。

(4) 所得段階別の保険料

本市は、第1号被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、保険料を負担する額を所得に応じて15段階に細分化しています。第9期計画も同様の所得段階を予定しています。

保険料額

※第8期と同様

(5) 保険料・利用料の負担軽減制度

① 保険料の減免

介護保険料については、以下の場合に、申請により保険料の一部または全部を減免します。

- ・ 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する者が、災害等により住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けた場合
- ・ 世帯の生計を主として維持する者の死亡等により、収入が著しく減少した場合
- ・ 世帯の生計を主として維持する者が、事業を休廃止した等により、収入が著しく減少した場合
- ・ 世帯の生計を主として維持する者が、干ばつ等により、収入が著しく減少した場合

減免割合は、上記条件の程度に応じて、3/10～10/10となっています。これを減免対象保険料に乗じて得た額を減免します。

介護保険事業の見込量と介護保険料の設定

② 低所得者の保険料軽減

低所得者への配慮として、保険料の所得段階が第1段階、第2段階および第3段階の人で、保険料の納付が困難かつ一定の収入、資産等の要件を満たす場合、保険料軽減を実施します。

③ 利用料の軽減

介護保険サービスを利用した場合、利用者は原則として、所得に応じて、かかった費用の1割から3割(※)をサービス事業者を支払います。

低所得の人がサービスを利用しやすいよう、1月あたりの支払額が一定額を超えた場合、あとから支給する「高額介護サービス費」、施設サービス等を利用した場合に、食費や居住費の自己負担額を軽減する「特定入所者介護(支援)サービス費」、「社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担額の軽減」等の制度を実施します。。

(※) 介護保険サービスの費用の負担割合

- 負担割合が3割になる人は、以下の両方に該当する人
 - ・ 本人の合計所得金額が220万円以上
 - ・ 同一世帯内の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上
- 負担割合が2割になる人は、「3割」に該当しない人で、以下の両方に該当する人
 - ・ 本人の合計所得金額が160万円以上
 - ・ 同一世帯内の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
- 負担割合が1割になる人は、上記に該当しない人

65歳以上の人の 介護保険料

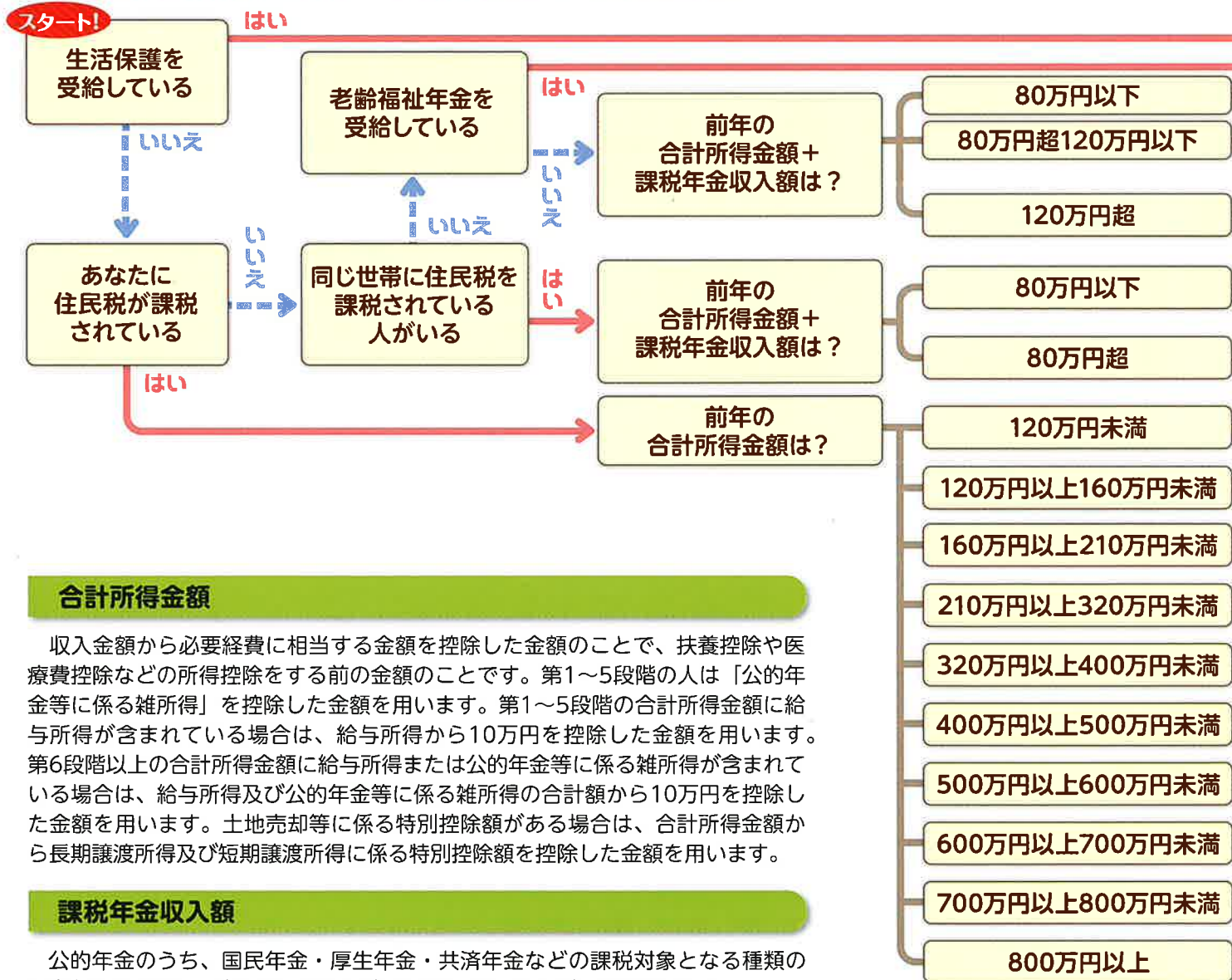


市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

介護保険料の決まり方 (令和3～5年度)



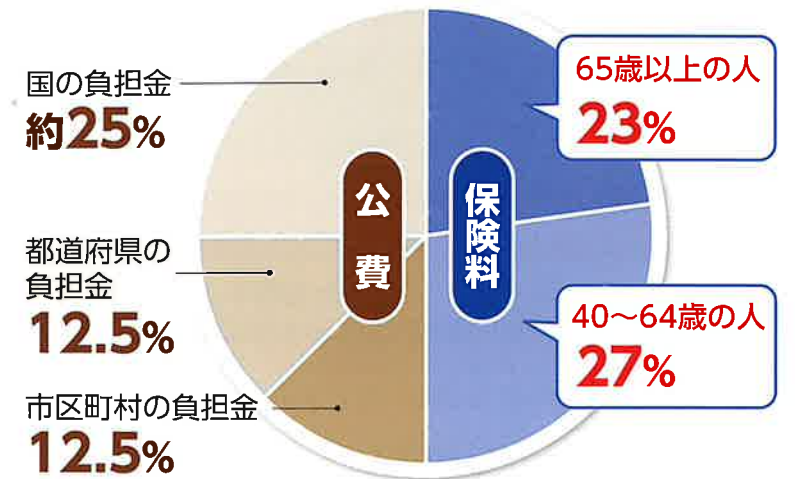
介護保険の財源 (令和3～5年度)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります **令和3年4月から** 介護保険料が決まりました。

所得段階	保険料率	対象となる人	年額保険料
第1段階	0.5 (0.3)*	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	38,300円 (23,000円)*
第2段階	0.75 (0.5)*	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	57,500円 (38,300円)*
第3段階	0.75 (0.7)*	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	57,500円 (53,600円)*
第4段階	0.82	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	62,900円
第5段階	1.0	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	76,700円
第6段階	1.125	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	86,300円
第7段階	1.2	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	92,000円
第8段階	1.25	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の人	95,800円
第9段階	1.45	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	111,200円
第10段階	1.65	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	126,500円
第11段階	1.85	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	141,900円
第12段階	2.1	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	161,100円
第13段階	2.35	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	180,200円
第14段階	2.5	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	191,700円
第15段階	2.6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	199,400円

* () 内は、公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料。100円未満切捨て。

●介護保険料の年間保険料を計算する基準日（賦課基準日）は4月1日です。